

宮古市立図書館雑誌カバー広告募集要項

1 広告媒体

- (1) 名称 宮古市立図書館雑誌カバー広告
- (2) 内容 図書館の雑誌コーナーに配架する雑誌の最新号に付する雑誌カバーに広告を掲載します。広告を掲載する雑誌は、図書館が作成する雑誌リストから選定してください。
- (3) 数量 宮古市立図書館の雑誌コーナーに配架する雑誌カバー付きの雑誌の冊数分申込枠を設けます。

2 広告の規格

- (1) 広告の規格は次のとおりとします。
 - ア 雑誌カバーの表面に掲載する広告は、雑誌の3分の1未満の大きさとし、広告主名及び広告主連絡先を明記し、余白部分に四角囲みの文字で「広告」と表示してください。
 - イ 雑誌カバーの裏面に掲載する広告は、雑誌の大きさ未満とし、余白部分に四角囲みの文字で「広告」と表示してください。雑誌の大きさは図書館に確認してください。
 - ウ 原稿は申込者の負担で作成してください。
 - エ 広告内容及びデザインについては、修正をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
 - オ 広告を掲載した雑誌の配架位置は、図書館が決定します。

3 広告の掲載期間

- (1) 広告の掲載期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とします。
- (2) 年度の途中から広告の掲載が決定した場合は、広告掲載が決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとします。
- (3) 広告の掲載は、広告掲載料金の納入及び広告原稿の提出を確認後に開始することとします。
- (4) 広告掲載期間満了の1月前までに、解約の意思表示がない場合は、次年度も自動的に継続するものとし、その後も同様とします。
- (5) 広告掲載年数は最大5年とします。最大年数を経過後も広告の掲載を希望する場合は、5年ごとに再度審査を経て掲載を行うものとします。

4 広告掲載料金

- (1) 広告掲載料金の額は、1誌あたり年額9,600円（消費税及び地方消費税を含む）とします。また、年度の途中から掲載が決定した場合の広告掲載料金の額は、月額800円（消費税及び地方消費税を含む）に3月までの残りの掲載月数を乗じた額とします。
- (2) 広告掲載料金は、掲載決定後、指定する日までに宮古市が発行する納付書により一

括して納付いただきます。

5 広告掲載に関する基準等

広告掲載に関する基本原則、制限等は、宮古市広告掲載要綱（平成30年宮古市告示第274号）の規定によるものとします。その他、この募集に関する制限等は、次のとおりです。

(1) 募集対象

雑誌カバー広告の掲載に応募できる対象は、会社法人、医療法人、公益法人、企業組合等及び個人事業主とし、個人は対象としません。また、宮古市広告掲載要綱第4条別表に該当する業種、事業者である場合も募集対象としません。

なお、雑誌リストに記載している雑誌数よりも多くの申込みがある場合には、宮古市に主たる事業所または支店を有する者を優先するものとします。

(2) 雑誌カバー広告の申込数

1申込者につき申込みは1誌までとします。ただし、募集した雑誌カバー広告の数に申込者が満たない場合は、複数誌の申込みができることとします。

(3) 広告の変更

雑誌カバー広告の掲載が決定した場合の掲載する広告の内容は、年4回まで変更することができるものとします。広告の内容を変更する場合は、再度広告内容の審査を行うため、広告内容を変更しようとする月の1月前までに、広告掲載変更申込書（参考様式第1号）及び広告原稿案を宮古市立図書館に提出してください。

(4) 雑誌の休刊又は廃刊

広告を掲載した雑誌が休刊し、又は廃刊した場合は、申込者と協議のうえ、別の雑誌に広告掲載を振り替えるものとします。

6 申込時期、提出書類等

(1) 申込期間

令和4年2月1日（火）～令和4年3月1日（火）

上記期間に募集する広告の数に申込者が満たない場合は、随時募集とします。

(2) 提出書類（郵送可）

- ア 宮古市広告掲載申込書（様式第1号）
- イ 掲載を希望する広告の原稿案（表面・裏面の2種類）
- ウ 業務の内容等がわかる資料（定款の写し、パンフレット等）
- エ 税情報の提供に係る同意書（参考様式第2号）
- オ その他、提出資料を求める場合があります

(3) 申込先・問合せ先

宮古市立図書館

所在地 〒027-0052

宮古市宮町三丁目2番2号

電話 (0193) 62-2414

FAX (0193) 62-0672

e-mail toshokan@city.miyako.iwate.jp

7 申し込みから掲載までの流れ

- (1) 宮古市広告掲載申込書(様式第1号)をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、提出書類を宮古市立図書館まで提出してください。
- (2) 審査のうえ、宮古市から宮古市広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により審査結果を通知します。
- (3) 掲載決定後、雑誌カバー広告掲載に係る覚書を締結します。
- (4) 覚書の締結後、指定された期限までに広告掲載料を納め、広告原稿を提出してください。

8 注意事項

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、又は各号に掲げる事由が解消されるまでの期間、広告掲載を停止します。
 - ア 指定する期日までに広告掲載料金の納付がないとき。
 - イ 指定する期日までに掲載する広告の原稿が提出されないとき。
 - ウ 広告内容及びデザインに対し修正が依頼された場合、その修正が行われないうち。
- (2) 広告掲載後、広告内容等が宮古市広告掲載要綱に抵触することが明らかになった場合や、広告掲載を継続することが適当でないと判断された場合は、広告の修正、提出の停止、広告掲載の決定を取り消すことがあります。
- (3) 申込者が、自己の都合により広告の掲載を取り下げる場合は、書面で広告掲載の取り下げを申し出てください。ただし、納付済みの広告掲載料金は返還されませんので、ご了承ください。

9 その他

宮古市広告掲載要綱及びこの要項が、広告掲載の手続き、権利義務等に関し、申込者及び宮古市が遵守すべき約款となります。申込みを持って、その内容に同意いただいたものとみなします。熟読されますようお願いいたします。